

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第51条第5項において準用する同法第45条第1項の規定に基づき、第51条第2項に規定する認定特定非営利活動法人の認定の有効期間を更新したので、同法第51条第5項の規定において準用する同法第49条第2項の規定により公告する。

令和元年11月15日

静岡県知事 川勝平太

1 名称

特定非営利活動法人アンダーウオーターズスキルアップアカデミー

2 代表者の氏名

村田 清臣

3 主たる事務所及びその他の事務所の所在地

(1) 主たる事務所

伊東市富戸842番地の229

(2) その他の事務所

なし

4 更新された認定の有効期間

令和元年10月2日から令和6年10月1日まで